

笛吹市教育大綱

(案)

令和6年3月

笛吹市

目 次

策定の趣旨	1
位置づけ	1
基本理念	1
SDGsとの関係	2
対象期間	2
教育振興の基本目標と取組方針	3
基本目標 1 子どもたちの確かな学力の向上	3
基本目標 2 子どもたちの豊かな心と健やかな身体の育成	5
基本目標 3 安全、安心で質の高い教育環境の充実	6
基本目標 4 家庭・地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり	7
基本目標 5 生きがいを持ち、学び続ける生涯学習の推進	9
基本目標 6 スポーツを楽しみ、健康で暮らすための環境づくり	10
基本目標 7 豊かな心と郷土愛を育む芸術文化の振興	11
(参考)教育大綱施策体系図	12

策定の趣旨

地方公共団体の長は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「法律」という。)第1条の3第1項に基づき、国の「教育振興基本計画」を参照して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めることとされています。

本大綱は、法律に基づき、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その目標や方針を定めるものとして、市長が「笛吹市総合教育会議」において、教育委員会との協議・調整を踏まえて策定しました。

位置づけ

本大綱は、令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画(令和5年度～9年度)を参照するとともに、「第二次笛吹市総合計画」と整合を図りながら、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の基本的計画として位置づけられるものです。

また、本市の教育分野における個別計画に内容を反映させるとともに、その他の分野別個別計画とも連携しています。

基本理念

国第4期教育振興基本計画では、コンセプトとして「持続可能な社会の担い手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上^{※1}」を掲げ、確かな学力や豊かな心の育成、人材育成、地域の教育力の向上、ICT環境の整備などを推進することとしています。

第二次笛吹市総合計画では、市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、「幸せ実感 こころ豊かに暮らせるまち」「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」「幸せ実感 100年続くまち」を基本目標に掲げています。

基本目標の一つ「幸せ実感 こころ豊かに暮らせるまち」では、取り組むべき施策に「子育てしやすいまちづくり」「人と文化を育むまちづくり」などを位置づけ、学校教育の充実やスポーツ活動の推進など様々な教育施策を展開しています。

これらの取組は、第4期教育振興基本計画で掲げられたコンセプトの実現につながるものであり、目指すべき方向性は同様です。

以上を踏まえ、本大綱の基本理念は、第二次笛吹市総合計画の教育分野に係る施策名を引用し、次のとおりとします。

「人と文化を育むまちづくり」

¹ ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

SDGsとの関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までの長期的な指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会の共通の目標です。

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け取り組むことが、SDGs達成に寄与するものであるという考え方の下、令和4年3月に「笛吹市SDGs推進方針」を策定し、SDGs達成に向けた取組を推進しています。

本大綱においても、持続可能なまちづくりに向け、SDGsの考え方を取り入れた上で策定しています。

なお、本大綱と関連する主な目標は次のとおりです。



対象期間

本大綱が対象とする期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

計画	/	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
笛吹市教育大綱									
第4期教育振興基本計画(国)									
第二次笛吹市総合計画(H30年度～)									
笛吹市学校教育ビジョン									
笛吹市社会教育計画									
笛吹市スポーツ推進計画(R3年度～)									

※本大綱との整合性を図るため、本市の教育分野における個別計画は、隨時、見直しを行っていきます。

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標 1 子どもたちの確かな学力の向上

複雑で、将来を予測することが困難な時代において、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活をより豊かなものにすることや、課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことが求められています。

令和 3 年 1 月に中央教育審議会から示された「令和の日本型学校教育の構築を目指して（答申）」を踏まえ、令和の日本型学校教育として、「全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学び^{※2}と、協働的な学び^{※3}の実現に努めます。

また、児童生徒一人ひとりが、十分な知識や技能、問題を解決するための思考力、判断力、表現力及び主体的に学習する態度を身に付け、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために、必要な資質や能力を育成します。

取組方針

(確かな学力の定着)

知・徳・体の調和のとれた、生きてはたらく力を育成するため、指導形態や、ICT の積極的な活用も含めた学習活動を工夫することによって、きめ細かな授業の充実、多様な他者との協働を図るとともに、家庭と連携した学習習慣の定着に向けた取組を推進します。

(持続可能な社会の創り手を育む教育の推進)

地域学習を通じた郷土愛と国際的な視点に立った異文化理解をもとに、民族や国境を超えてコミュニケーションできる能力を育むとともに、平和、人権、環境、防災等の現代的諸課題を主体的に解決していく意欲と態度を育みます。

² 個別最適な学び

一人一人の特性や学習到達度に応じて、学習方法を柔軟に対応する「指導の個別化」と、自分の興味関心のあるものを選んで学んだり表現したりする「学習の個性化」に対応した学びのこと

³ 協働的な学び

探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の担い手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学びのこと

(ふるさと教育の推進)

様々な分野で活躍した郷土出身者の事跡など、それらが培われた地域の歴史や風土を学び、先人の残した歴史・文化遺産等から地域を知り、それらを通じて郷土を愛し誇れる人間の育成に努めます。

(安全、防災教育の推進)

児童生徒の安全を確保するため、生涯を通して事故や災害等から身を守る能力を身に付け、自ら安全で安心な社会づくりに貢献できるように、安全、防災教育を推進します。

(教育デジタルトランスフォーメーション(DX) ^{※4}の推進)

ICT を活用した授業等を推進し、情報に関する知識を深め、適切に活用する能力を育むとともに、情報に対する責任と情報社会への参画意識を高めるために情報モラルの育成を図ります。

⁴ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)

教育面において、デジタル技術を活用し、教育手法の変革を行うとともに、デジタルを活用した教育を行うこと

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標2 子どもたちの豊かな心と健やかな身体の育成

子どもたちの豊かな心を育むため、様々な体験活動を通して豊かな情操を培うとともに、コミュニケーションを大切にした集団活動により、他者とよりよく生きるために良好な人間関係の構築を図ります。

発達段階に応じた体力の向上、健康の保持、食育の充実に取り組み、心身ともに健康で活力のある生活を送るための基礎を養います。

取組方針

(豊かな心の育成)

豊かな心を育てるために道徳教育と体験活動を充実させるとともに、集団生活の中で、規範意識、生命を尊重する心及び思いやりの心を育みます。

また、人権や個人の尊厳を大切にする人間関係を築きながら、不登校、いじめ、暴力行為などの諸課題の解決に向けて取り組みます。

(社会を生き抜く力の育成)

子どもたちの社会的、職業的な自立に向けて、必要な能力や態度を育成するとともに、職場体験や子どもたちが主体となる活動等を推進し、社会に関心を持ち、他者と協働しながら主体的に社会に参画する意識を育みます。

(感性を磨く教育の推進)

生涯を通して、芸術や文化に親しむことのできる人を育むため、個々の指向に応じて感性を磨き、能力を高める教育を推進します。特に「俳句の里」にふさわしい俳句等の文芸作品づくりを推奨します。

(健やかな身体の育成)

子どもが十分に身体を動かし、運動やスポーツの楽しさや価値が実感できる教育を推進するとともに、家庭と連携して、子どもたちの基本的な生活習慣や食習慣の定着に取り組み、心身の健康の保持、増進を図ります。

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標3 安全、安心で質の高い教育環境の充実

子どもたちが、安全で安心して学べるよう、学校における教育環境の充実に努めます。

子どもたちの発達段階や学校段階、地域特性に応じた質の高い学校安全の取組を、家庭、地域及び関係機関等と連携、協働しながら推進していきます。

取組方針

(安全、安心で質の高い学校施設の整備)

児童生徒がより良い環境で学ぶことができるよう、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進めるとともに、教育環境への多様なニーズに対応した施設の整備に努めます。

また、災害時に避難所となる学校施設の特性を踏まえ、必要な機能を確保します。

(教育環境の充実)

保・幼・小・中・高の各校種間の連携を図り、発達段階に応じた学びを推進します。

また、個々の教育の機会を確保するとともに、特別な支援を必要とする子どもに対しても、自立や社会参加に向けた教育環境の整備と相談体制の充実に努めます。

(指導体制の整備)

持続可能な学校指導及び運営体制の構築と併せて、質の高い学習を提供するために必要となる教員の資質や能力を総合的に向上させ、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援します。

(学校安全の推進)

安全を脅かす事故や災害に対する危機管理体制の充実を図るとともに、防犯・防災などの取組においては、家庭、地域及び関係機関と相互に連携し、役割を分担しながら、児童生徒の安全確保に努めます。

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標4 家庭・地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

子どもたちの教育をより充実させるには、家庭、地域及び関係機関等が連携、協働しながら、一体となって教育を進めていくことが大切です。

家庭教育においては、子どもたちに対する愛情としつけの大切さについて理解を深めるため、保護者への家庭教育に係る学習機会などの充実を図ります。

地域社会においては、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを進め、地域社会全体で子どもたちの学びや健全な成長を支えます。

また、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、発達段階に応じた質の高い教育、保育に努めます。

取組方針

(地域における教育力の向上)

社会教育施設や社会体育施設等を拠点に、講座など学習の場の提供や、子どもクラブ活動を通した地域活動を支援し、地域における教育力の向上を図ります。

また、放課後の子どもたちの居場所づくりとして、放課後児童クラブとの連携、放課後子ども教室における学習支援、体験及び交流活動等を推進し、子どもたちを健全に育てるための環境づくりに取り組むとともに、コミュニティ・スクール⁵と地域学校協働活動⁶の一体的推進に努めます。

(青少年健全育成の推進)

インターネット等における有害情報など好ましくない環境から青少年を守るために、青少年育成推進協議会、学校、家庭などとの連携体制をさらに充実させ、青少年の健全育成と非行の未然防止に努めます。

⁵ コミュニティ・スクール

学校と地域住民等が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させて一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともににある学校づくり」を進める仕組みのこと

⁶ 地域学校協働活動

地域の高齢者、学生、保護者、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと

(家庭教育支援の充実)

地域全体で親子の「学び」や「育ち」を支える環境づくりを推進するとともに、地域子育て支援センターなどを利用した保護者同士の交流、子育てに係る相談や助言などの子育て支援を推進し、家庭における教育力の向上に努めます。

(幼児教育の充実)

円滑な就学に向け、市内の保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校が密接に連携し、幼児教育の基本である人への基本的な信頼感の形成、基本的生活習慣の確立、自己発揮と自己抑制の調和ができるよう幼児教育の充実を図ります。

(中学校部活動の地域移行への対応)

「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、中学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の整備を進めます。

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標5 生きがいを持ち、学び続ける生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、市民が生涯にわたり学び、生きがいを持ち続けるための取組を推進し、培った経験や知識、技能を社会参画や社会貢献に生かして活躍できるよう生涯学習の環境づくりを進めます。

市民が学ぶ意欲を持ち、新しい知識や技能の習得を励みとして学習できるよう、多様化するニーズにも的確に対応します。

取組方針

(生涯学び続ける環境の整備)

情報社会を安全かつ楽しく有意義に暮らすため、市民のニーズを踏まえ、多様なメニューの市民講座の開催に努めるとともに、図書館や社会教育施設を地域の学習拠点として活用し、学ぶ機会の充実を図ります。

また、生涯学習の更なる推進を図るため、社会教育施設については、安全で快適に利用できるよう、計画的に改修を行います。

(図書館の充実)

市民の多様化、高度化する知的ニーズに応えるために、蔵書や資料の整備を進めるとともに、市民が気軽に利用でき、暮らしに役立つ図書館サービスの提供に努めます。

また、読書を通して人生を豊かにする読書文化の醸成と子どもの読書活動を推進し、子育て支援センター等と連携した読み聞かせを充実させます。

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標6 スポーツを楽しみ、健康で暮らすための環境づくり

市民誰もがスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことに携わり、生涯にわたって、誰もが、健康で生き生きと暮らせるよう、年代や適性、関心等に応じて日常的にスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組みます。

また、運動習慣の確立や体力の向上につながるよう、正しい知識のもと、適切な指導を行える指導者の育成を推進します。

取組方針

(生涯スポーツの振興)

市民の誰もがスポーツに親しみ、地域などで気軽にスポーツが楽しめるよう関係団体と連携して、スポーツイベントや各種教室の開催、情報発信を充実させ、スポーツ人口の拡大に努めます。

(健康づくりの推進)

健康づくりや体力づくりに関する知識の普及や気軽に取り組むことができる軽スポーツの推進を図り、市民の主体的な健康づくりや体力づくりを支援します。

(スポーツ施設の充実)

市民が主体的にスポーツに参画し、安全で快適に施設を利用できるよう、スポーツ施設の環境整備を進めます。また、市全体を一つの総合運動公園と見立て、既存社会体育施設を競技特性に応じた専門性の高い施設とするための整備にも取り組みます。

(スポーツ団体及び指導者の育成、支援)

地域における各種スポーツ活動の活発化を図るため、スポーツ協会、スポーツ少年団の自主的な運営を促進するとともに、スポーツ団体と連携し、指導者の人材育成に努めます。

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標7 豊かな心と郷土愛を育む芸術文化の振興

芸術や文化、歴史の香り高い地域づくりを推進するため、市民が音楽演奏や芸術作品に触れ、親しむ機会の提供や地域活動の支援に取り組みます。

また、市内に分布する貴重な歴史的、文化的遺産を活用し、郷土への愛着を育む取組を推進します。

取組方針

(芸術、文化の振興)

多くの市民が芸術や文化に触れる機会を提供するとともに、生活に息づく地域文化の保存と継承に努め、郷土への愛着と市民であることに誇りを感じる環境づくりを推進します。

全国に誇るべき「俳句の里」など、本市の歴史、風土が育んだ芸術、文化の発信に努めます。

また、近代日本の礎を築いた先人の功績も地域の誇るべき遺産と位置づけて顕彰します。

(文化財の管理と史跡等の活用)

貴重な財産である文化財と各所に点在する史跡の保護、管理に努め、文化財や史跡について学ぶ機会を提供するとともに、次世代への継承を推進します。

本市の文化財、史跡及び美術品などの歴史、文化資源が持つ魅力発信の取組や「甲斐国千年の都」にふさわしい地域づくりを推進します。

また、土器や美術品といった本市が所蔵する文化財については、より良い環境で作品を保管し、より多くの人に鑑賞してもらえるよう、文化施設ごとに展示内容の差別化を図ります。

(芸術文化団体の育成、支援)

地域における文化の担い手である文化協会や芸術文化団体の活動を支援し、市民が行う芸術文化活動の充実に努めます。

(参考) 教育大綱 施策体系図

第4期教育振興基本計画		コンセプト 「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」
基本的な方針	教育政策の目標	
1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成	① 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 ② 豊かな心の育成 ③ 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成 ④ グローバル社会における人材育成 ⑤ イノベーションを担う人材育成 ⑥ 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成 ⑦ 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂 ⑧ 生涯学び、活躍できる環境整備 ⑨ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 ⑩ 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進 ⑪ 教育DXの推進・デジタル人材の育成 ⑫ 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化 ⑬ 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保 ⑭ NPO・企業・地域団体等との連携・協働 ⑮ 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 ⑯ 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	
2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進		
3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進		
4 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進		
5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話		

